平成２５年（フ）第４０６号
新潟市南区上下諏訪木97番地３
債務者　本間　えみ
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０７号
新潟市南区上下諏訪木97番地３
債務者　本間　　大
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３２号
新潟市西区小針１丁目30番17号　サンモール小針103号
債務者　鈴木　智子
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８７号
岐阜市浪花町１丁目６番地１　ダイアパレス岐阜浪花1104号室
債務者　北原　　浩
１　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５６９号
神戸市長田区苅藻通４丁目２番18―302号
債務者　金井　聡子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４６号
兵庫県西宮市段上町６丁目23番25号
債務者　安田　　聡
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６６号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目12番９号　ルモンド303号
債務者　植田みのる
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８９号
兵庫県西宮市広田町11番２―203号
債務者　坂本　周平
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４８号
広島市西区三篠町１丁目１番12―502号
債務者　松田　一大（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７４号
広島市南区仁保新町１丁目８番43―302号
債務者　福原　光啓
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８１号
広島市西区草津東１丁目３番10―101号
債務者　大友　英俊
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９５号
広島県大竹市南栄２丁目５番15号
債務者　廣兼　尚典
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１７号
広島市安佐北区口田南７丁目27番29―102号
債務者　山田　規弘
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４９号
広島市南区東本浦町22番26―702号
債務者　平木　寿彦
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島385番地10
債務者　山下　浩一
１　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第１４４号
山口県下関市川中本町１番27号　サンコア川中101号
債務者　伊藤　貴之
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
山口県下関市大字延行562番地１　ＧＲＡＮＴＡＧＥ下関305号
債務者　杉村　幸子
１　決定年月日時　平成25年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
岩手県釜石市中妻町３丁目８番14号　ゆたか荘202号
債務者　及川　文男
１　決定年月日時　平成25年11月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係